

【調査系統】

文部科学大臣所轄包括宗教法人、宗教法人を包括する非法人宗教団体及び文部科学大臣所轄単立宗教法人については文化庁から直接、都道府県知事所轄包括宗教法人及び都道府県知事所轄単立宗教法人については都道府県事務主管課を通して調査する。

